

学位論文受理の手続等に関する事項についての申し合わせ

(趣旨)

第1条 大阪学院大学学位規程（以下「学位規程」という。）第22条及び第29条第4項に規定する学位論文の受理については、この申し合わせの定める手続等による。

(予備審査)

第2条 予備審査は、博士論文の審査を開始することの可否について審査するものとする。

2 課程博士の指導教員（以下「指導教員」という。）又は論文博士の学位請求者を紹介する教員（以下「紹介教員」という。）は、予め博士論文の主題及び内容が本学の定める学位論文等審査基準を満たしているかを確認するものとする。

3 指導教員は、別表第1に掲げる申請書類を確認し、研究科長に提出するものとする。

4 紹介教員は、別表第2に掲げる申請書類を確認し、研究科長に提出するものとする。

5 本学を満期退学した者についても予備審査を必要とする。

(予備審査委員会)

第3条 予備審査委員会は、研究科長が指名する3名以上の教員（1名以上の学外有識者を含む。）で構成する。

2 紹介教員は、学位規程第20条第2項及び第32条に規定する主査にはならないものとする。

(予備審査の基準)

第4条 予備審査委員会においては、本学の定める学位論文等審査基準を満たしているか否かをその分野の学界水準で判断する。なお、論文博士の申請論文については、申請者が主体的に行った研究に関する著書又はこれに準ずる著作物（単なる実務解説書、入門書等を除く。）であることが望ましい。

2 論文に使用する言語は、原則日本語とする。

(予備審査結果の報告)

第5条 予備審査委員会は、申請書類の受付後2か月以内に審査を終了し、予備審査の結果を研究科長に報告するものとする。

(受理に関する決定の通知)

第6条 本研究科において学位論文の受理について決定した場合、研究科長はその決定の結論（受理又は不受理）を指導教員、紹介教員及び学位請求者に通知するものとする。

別表第 1（第 2 条関係）

No.	申請書類
1	学位授与申請書
2	博士論文 4 部
3	博士論文要旨
4	博士論文目録
5	履歴書
6	研究業績一覧表
7	参考となる他の論文
8	推薦書
9	その他（必要に応じて）大学院学位（博士）論文論題変更届
10	その他（必要に応じて）共著に関する承諾書

別表第 2（第 2 条関係）

No.	申請書類
1	学位授与申請書
2	博士論文 4 部
3	博士論文要旨
4	博士論文目録
5	履歴書
6	研究業績一覧表
7	参考となる他の論文
8	推薦書
9	審査手数料領収書写し
10	その他（必要に応じて）大学院学位（博士）論文論題変更届
11	その他（必要に応じて）共著に関する承諾書